

令和元年（ワ）第10940号 損害賠償請求事件

原告 森 次 茂 廣

被告 株式会社 [REDACTED]

第10準備書面

令和3年8月30日

大阪地方裁判所第26民事部合議係 御中

原告訴訟代理人弁護士 [REDACTED]

同 [REDACTED]

同 [REDACTED]

(担当) 同 [REDACTED]

1 本件プログラム1の注文書、見積書について

本件プログラム1について、平成24年9月10日に原告から被告に対して、見積書（甲32）を送付し、被告はこれを受け原告に対して注文書（甲33）を送付している。当該注文書には、「40-624-（通番1）」と業務番号が付されていることから、本件プログラム1は当該現場の業務でのみ使用されることが想定されていた。

また、被告側から送付された注文書（甲33）2頁の「【業務請負契約条項】」には、本件プログラム1の複製に関する規定は一切ないこと

から、そもそも被告は原告作成のプログラムを複製等することは想定していなかったと考えられる。

なお、本件プログラム1乃至6とは別件になるが、原告が被告から明石海峡大橋動体計測設備更新工事計測プログラムの作成の依頼を受けた際も、原告から見積書（甲34）を送付し、被告から注文書（甲35）が送付されているところ、当該注文書にも業務番号が付されており、プログラムの複製等に関する規定は一切ない。

したがって、原告と被告は本件プログラム1乃至6に限らず全てのプログラムについて特定の現場や業務に限定して使用することを前提としていた。

2 被告は現場が異なる毎に原告に発注を行っていたこと

島根原子力発電所発破振動計測のプログラム（甲37）は、本件プログラム6の原型となったプログラムである。そのため、被告は被告内でのプログラムの自由な利用について原告が許諾していると思っているのであれば、智頭用瀬トンネル北工事の際に、島根原子力発電所発破振動計測プログラムをコピーして利用することもできたと考えられる。しかし被告は、智頭用瀬トンネル北工事の際に別途プログラムの作成を発注しているのだから、原告に依頼するプログラムが当該現場や業務限りの利用であった認識していたと考えるのが自然であり、原告被告間で被告が原告作成のプログラムを複製することは元々想定されていなかった。

3 以上の事実及び第9準備書面第2に記載の事実により、原告に黙示の許諾は存在しない。

以上